



# 非営利組織における財務報告の検討 ～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～

日本公認会計士協会  
非営利グループ  
研究員 松前江里子

# 目次

---

- J I C P Aで公表した経緯
- これまでの公表物
- 検討体制とプロセス
- 財務報告の基礎概念の位置づけ
- モデル会計基準との比較検討の視点
- 社会福祉法人会計基準とモデル会計基準の比較
- 今後の方向性

# JICPAで公表した経緯

**背景** 多様な社会的課題への対応、社会保障の持続可能性、政府の財政健全化

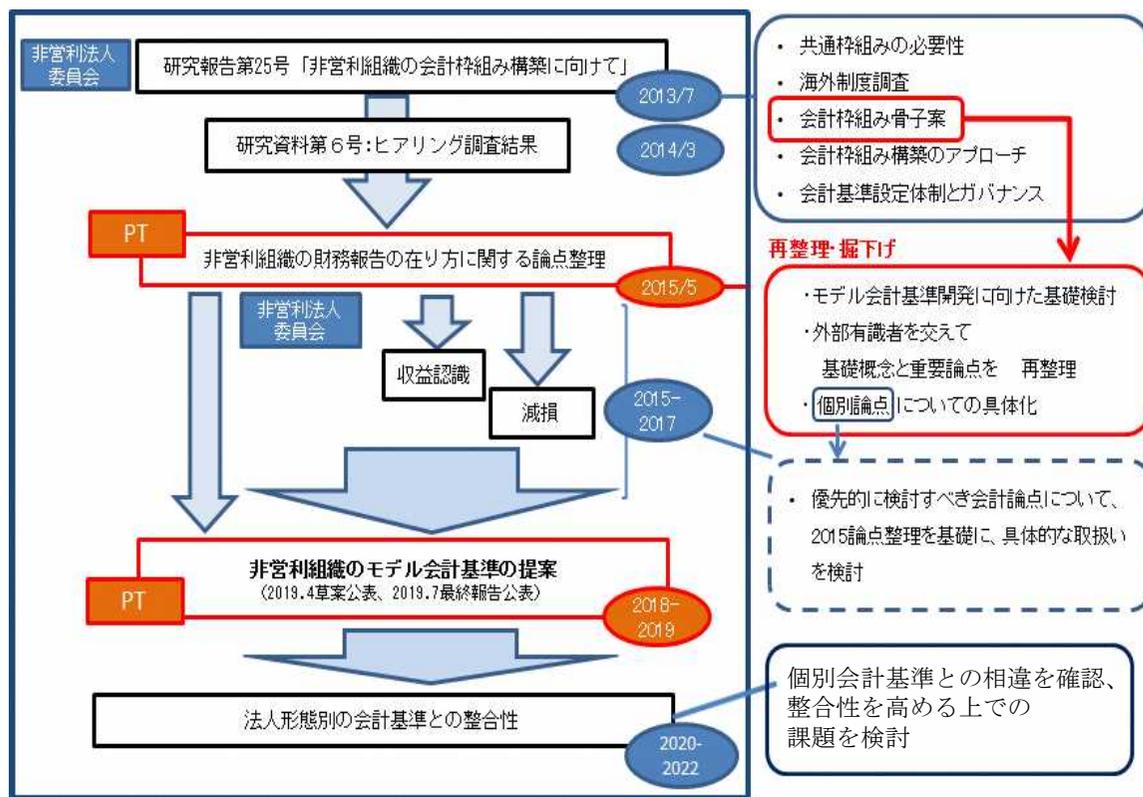
↓  
非営利組織に自発的、創造的な活躍に役割を期待

↓  
資源提供者や地域社会といったステークホルダーに対して、その経営状態や活動状況を報告し、説明責任を果たすことが求められている

↓  
多くの非営利組織に一定の情報開示が課せられているが  
ステークホルダーにとって情報の入手しやすさに課題

- 社会福祉法人、公益法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人(NPO法人)  
法人形態ごとに会計基準や作成する財務諸表、その他の開示書類に大きな差異が存在し一般の情報利用者による横断的な理解は困難な状況
- 非営利組織への民間から資源提供しやすい環境を整える  
法人形態を越え、ステークホルダーのニーズに応え得る共通的な会計の枠組みが必要  
当協会では、非営利組織の共通的な会計の枠組み整備に向けて検討を開始

# これまでの公表物



2013年7月 非営利法人委員会研究報告第25号  
「非営利組織の会計枠組みの構築に向けて」

2015年5月 非営利組織会計検討会による報告  
「非営利組織の財務報告の在り方に関する論点整理」

2016年9月 非営利法人委員会研究報告第30号  
「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理  
～反対給付のない収益の認識～」

2017年12月 非営利法人委員会研究報告第34号  
「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理  
～固定資産の減損～」

2019年7月 非営利組織会計検討会による報告  
「非営利組織における財務報告の検討  
～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案」

**統一に向けて参照していただくための参考基準**

# 検討体制とプロセス

---

## (1) 検討体制

- ・ 日本公認会計士協会会長のもとにプロジェクトチームを設置し、その下にWGを組成
- ・ 学識経験者を座長として、実務者、学識者を中心とした独立した検討体制

## (2) 検討プロセス

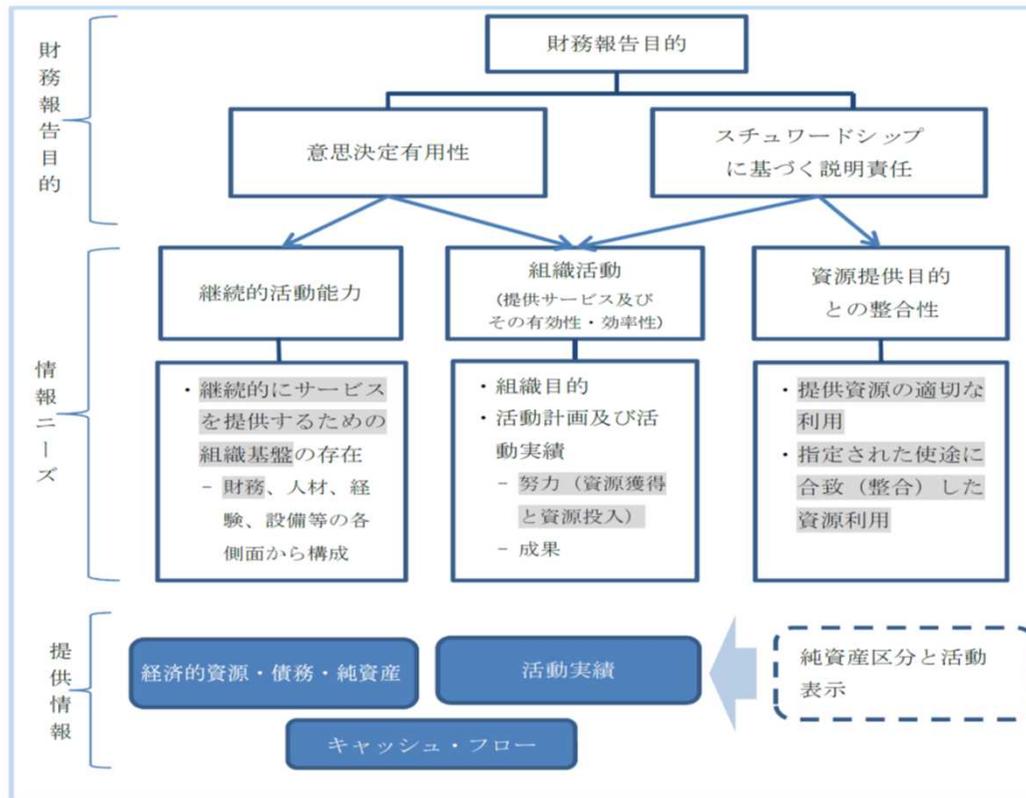
- ・ 全7回開催(2018年6月より、ほぼ毎月1回)
- ・ 各回の検討テーマ
  - ① モデル会計基準案の合意、報告書の構成案合意
  - ② 財務諸表の体系、純資産の部、BS資産の部の表示
  - ③ 有価証券等金融資産、金融負債の測定
  - ④ 収益認識、原価計算、財務諸表の注記
  - ⑤～⑦ モデル会計基準案の全体案の検討

## (3) 公表プロセス

- ・ 2019年4月26日から6月3日まで意見募集期間
- ・ コメントを反映して、2019年7月31日に報告書を公表

# 財務報告の基礎概念の位置づけ

【図】財務報告目的、情報ニーズ及び提供情報の体系的整理



- 非営利組織の作成する一般目的の財務報告の基礎となる概念を定める
- 会計基準の基礎にある前提や概念を体系化したもの  
→これにより、一貫した会計基準の開発が可能
- 会計基準その他の諸規則等が存在しない事象を処理する際の指針を提供するもの

※ 情報ニーズのうち、財務報告に特に期待されるのは網掛け部分に対応する情報である。

# モデル会計基準との比較検討の視点

---

## モデル会計基準の位置づけ

- ・モデル会計基準は、非営利組織に特有の事情を反映した、一般目的の財務諸表作成のための会計基準である
- ・非営利組織の財務報告の基礎概念をもとに策定した会計基準である
- ・各非営利組織の個別の事情もできる限り反映して、漏れなく各非営利組織が参照できるものを目指した会計基準である
- ・モデル会計基準は、法人形態別会計基準の改定の際に参照されるプロセスを通じて、各基準間の相互整合性が高まることを期待している

## 社会福祉法人会計基準の改正の際にモデル会計基準を参照する場合の当協会の考え

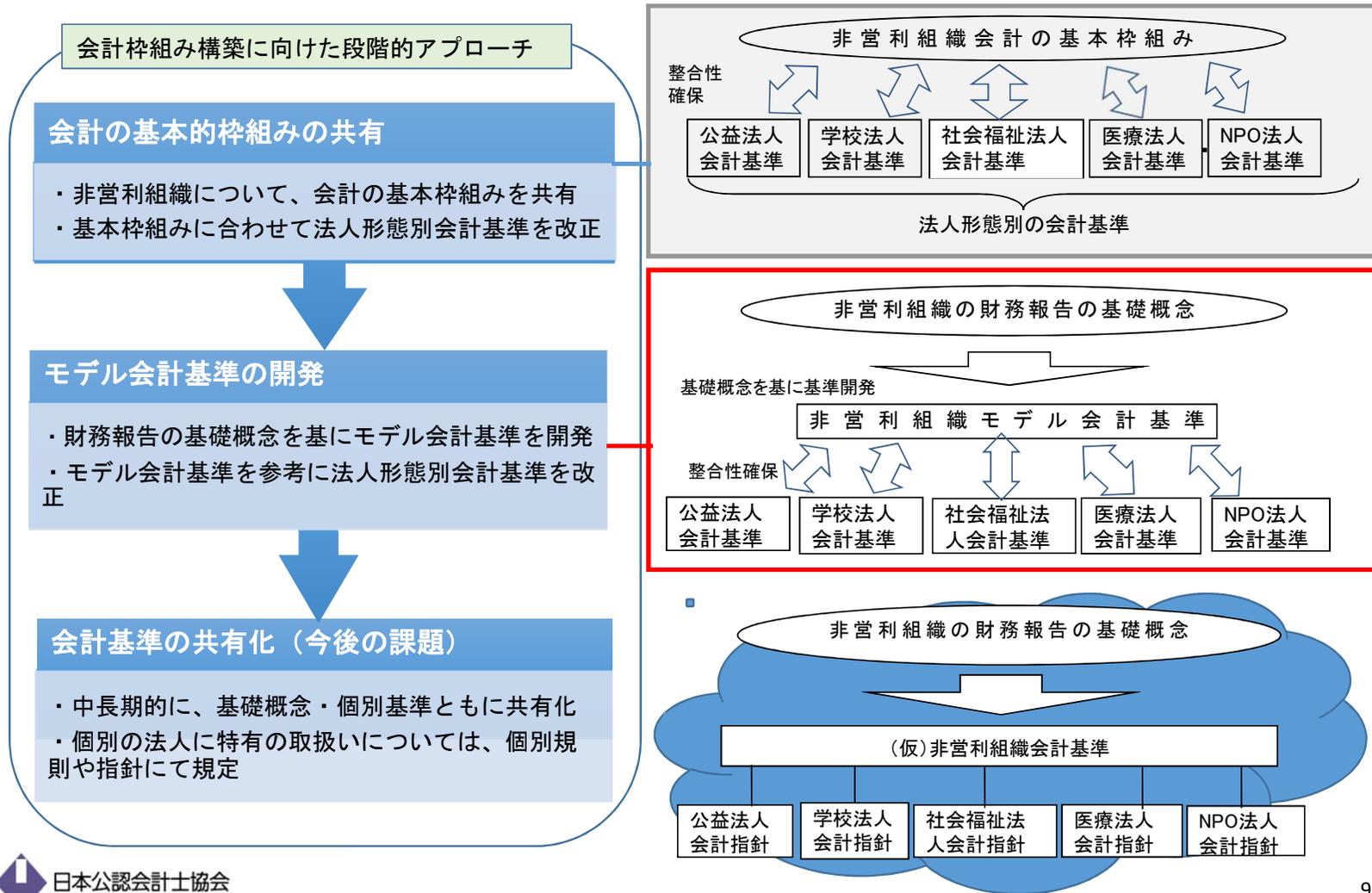
- ・制度上、必要とされる会計処理及び情報とモデル会計基準を比較して相違点を明確にする
- ・社会福祉法人会計基準に規定のない項目は、モデル会計基準を参照する

※すべての項目を取り入れなくとも必要性のあるものを取り入れることで、徐々に各法人形態別の会計基準の整合性が高まる

## 【参考】社会福祉法人会計基準とモデル会計基準の比較

区分	社会福祉法人会計基準	モデル会計基準
貸借対照表 (資産)	固定資産を基本財産、その他の固定資産に区分している	資産の部に基本財産、特定資産等の資産の拘束を示す科目はない →流動固定分類表示として、拘束の資産の情報は注記事項として補足
	減損は簡便的な強制評価減のみ	保有する資産の性質に応じた最適な測定基礎として、資金生成資産と非資金生成資産に区分して減損会計を適用
(純資産)	一の純資産の区分の中で基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金、次期繰越活動増減差額から構成される。	モデル会計基準では、基盤純資産、用途拘束純資産、非拘束純資産の3区分で構成される。
フロー計算書	有価証券評価差額の会計処理 事業活動計算書に反映	有価証券評価差額は純資産に直入で別掲表示
	事業活動計算書	活動計算書
	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書

# 今後の方向性



ご静聴ありがとうございました